

# 首都圏外郭放水路利活用協議会規約

平成30年2月15日

改正 平成30年4月 1日

(名称)

第1条 この協議会は、「首都圏外郭放水路利活用協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、春日部市周辺の首都圏外郭放水路(以下、「外郭」という。)の適正かつ公平な利用を確保し、市民の憩いの場、にぎわいの場を創出することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 外郭の利用及び管理運営に関するルール等を検討・調整すること
- (2) 外郭において有効に活用しようとする事業者等を選定すること
- (3) その他、外郭の適正かつ公平な利用と円滑な管理運営を実現するため必要な事項を処理すること

(委員)

第4条 協議会の委員構成は、地域を代表する団体として別表1のとおりとする。

- 2 協議会に会長を置き、委員の中よりこれを選出する。
- 3 委員が会議を欠席する場合は、代理を指名することができる。会長についても同様とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行なうことができない。ただし、代理も委員と認めるものとする。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 本協議会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、本協議会の取組を円滑に推進するための事項を個別的、具体的に協議する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、春日部市及び江戸川河川事務所（別表2）において行なう。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、重要事項については、協議会が別に定める。ただし、協議会の運営その他の軽微な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

所 属	役 職
春日部市	◎副市長
春日部商工会議所	副会頭
庄和商工会	副会長
春日部市観光協会	副会長
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	所長

◎は会長

別表2（第7条関係）

所 属	担当部署
春日部市	河川課及び観光振興課
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	調査課